

京都大学基金規程

(設置)

第1条 国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）に京都大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、広く社会から本学全体で寄附を受け入れることにより、本学の財政基盤の強化を図り、本学の学生支援、教育研究振興等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本学の学生への奨学金、課外活動助成、学生表彰、海外留学支援等の学生支援事業
- (2) 本学の教育研究・課外活動・福利厚生等の施設整備、アメニティの向上等のキャンパス整備事業
- (3) 本学の教育研究環境の充実、研究者支援等の教育研究支援事業
- (4) 本学の国際学術交流、学生交流の支援等の国際交流事業
- (5) 社会・地域、卒業生・同窓会等との連携、公開講座・講演会の開催等の社会連携事業
- (6) その他基金の目的達成に必要な事業

(特定基金)

第4条 特定目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項の特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

(顕彰)

第5条 基金に寄附を行った個人又は団体に対して顕彰するものとする。

2 前項の顕彰に関し必要な事項は、次条に定める基金運営委員会の議を経て、総長が定める。

(基金運営委員会)

第6条 本学に基金の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の事業計画に関する事項
 - (2) 基金の予算及び決算に関する事項
 - (3) 寄附の受入れに関する事項
 - (4) その他基金の管理運営に関する重要事項
- 2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 渉外担当の理事（以下「担当理事」という。）
 - (2) 財務担当の理事
 - (3) 研究科長 若干名
 - (4) 研究所長又はセンター長 若干名
 - (5) 渉外部長及び財務部長
 - (6) その他総長が必要と認める者 若干名
- 3 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。

4 第2項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。

第7条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第8条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、渉外部渉外企画課において処理する。

(基金の管理)

第10条 この規程に定めるもののほか、寄附の受入れについては、京都大学寄附金事務取扱規程（平成16年達示第99号）の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て担当理事が定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、京都大学基金として受け入れている寄附金については、この規程により受け入れたものとみなす。